

事務連絡

平成21年12月3日

加盟団体 事務局長

” 推薦事務 担当者 各位

社団法人日本ライフル射撃協会
事務局長

改正銃刀法の施行に伴う事務処理等について（推薦事務と火薬譲渡期間）

日頃、ライフル射撃競技の普及にご協力いただき、お礼申し上げます。

標記につきまして警察庁と対応を協議しているところではありますが、現在決まっている内容について取り急ぎお知らせします。加盟団体におかれましては、内容を御了知のうえ、適切な対応を進めてください。

記

1. 推薦業務と推薦要綱について

既にご連絡しているとおおり、銃刀法の改正に伴い、推薦要綱の見直しをおこなっているところではありますが、承認作業が遅れており、皆様方にご迷惑をおかけしております。なお、警察庁からはこの内容で進めても良い旨の内諾を得ておりますので、最終案をお送りいたします。この内容に沿って推薦業務を実施ください。なお、様式はお手数ですが同封している推薦要綱案の中の様式をコピーしてご利用ください。

また、様式等のデータは、警察庁の承認を受けた後に、速やかにCDで配布し、同時にHPからのダウンロードが可能となるようにいたしますので、今しばらくお待ちください。

2. 猟銃用火薬類の取扱について

猟銃用火薬類の譲受については、本年3月に警察庁から譲受許可の厳格な運用の通達が出され、譲受数が800発を超える場合の有効期限は6ヶ月以内とされる旨の連絡をしているところではありますが、この度、平成21年12月4日以降については火薬類の消費計画等に応じて、必要と認める期間（1年以内）に改められることとなりました。

なお、猟銃用火薬類等については、改正銃刀法第10条の5の2に基づき、帳簿の準備、帳簿への記載、帳簿の保存が義務づけられておりますことも併せてお知らせいたします。

————— この件についてのお問い合わせ先 —————

社団法人 日本ライフル射撃協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内

Tel:03-3481-2390 /Fax:03-3481-2392

担当：三野 e-mail:Takuyamino@aol.com

井上 e-mail:rifle@japan-sports.or.jp